

## さいたま市監査委員告示第57号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年1月6日付けさいたま市監査委員告示第2号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年3月29日

さいたま市監査委員	大内美幸
同	工藤道弘
同	傳田ひろみ
同	神坂達成

## 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      建築部                      営繕課                      ・浦和南高等学校便所改修工事</p> <p>小梁と構造上一体となっている鉄筋コンクリート造の間仕切壁の撤去において、間仕切壁が撤去された状態における小梁の構造耐力に係る安全性を確認しないまま施工していることから、当初から建築基準法第20条に基づく検証を行い、間仕切壁の撤去後における構造耐力上の適法性を確認すべきである。</p> <p>工事完成通知書の受理において、決裁処理が見受けられないことから、さいたま市文書管理規則第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p>	<p>今後につきましては、実施設計業務委託において、構造耐力に係る安全性の確認を徹底することにより、適正な設計に努めます。</p> <p>今後につきましては、工事完成通知書の手続きについて「さいたま市文書管理規則」を遵守し適正な事務処理を行います。</p> <p>今後につきましては、工事現場連絡票について「さいたま市事務専決規程」を遵守し適正な事務処理を行います。</p>

# 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 建築部 保全管理課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宮原コミュニティセンター中規模修繕 （建築）工事</li></ul> <p>軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p>	<p>今後につきましては、工事現場連絡票について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>

# 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      建築部                      設備課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮原コミュニティセンター中規模修繕                          (電気設備)工事</li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮原コミュニティセンター中規模修繕                          (機械設備)工事</li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p>	<p style="margin-top: 20px;">今後につきましては、工事現場連絡票について「さいたま市事務専決規程」を遵守し適正な事務処理を行います。</p> <p style="margin-top: 20px;">今後につきましては、工事現場連絡票について「さいたま市事務専決規程」を遵守し適正な事務処理を行います。</p>

# 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 北部建設事務所 下水道建設課 ・鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R1-1011）</p> <p>高さが2m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、監督員は受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>労働安全衛生規則について、課内職員に周知徹底を図るとともに、受注者においても現場作業時における安全管理について指導・監督を行ってまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

経済局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕]                      農業政策部                      農業者トレーニングセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市農業者トレーニングセンターボイラーデジタル指示計、温度センサー等修繕</li> </ul> <p>契約の方法及び手続きにおいて、通常の契約事務手続きで対応可能な機器の故障を要緊急修繕と判断したにもかかわらず、契約が機器の故障から約2か月後となっていること及び、要緊急修繕と判断したことにより予定価格書や見積結果表など、通常の施設修繕で整備すべき書類を省略したまま完成に至っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、契約事務の手引及び随意契約ガイドライン等に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項第5号、契約事務の手引及び随意契約ガイドライン等に基づき、施設修繕等について適正な事務処理を行い、職員に周知徹底を図るとともに、再発防止の徹底を図ります。</p>

指摘事項等措置報告書

経済局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕]                      農業政策部                      農業者トレーニングセンター                      ・さいたま市園芸植物園第2キューピクル他修繕</p> <p>契約の方法及び手続きにおいて、通常の契約事務手続きで対応可能な機器の故障を要緊急修繕と判断したにもかかわらず、契約が機器の故障から約6か月後となっていること及び、要緊急修繕と判断したことにより予定価格書や見積結果表など、通常の施設修繕で整備すべき書類を省略したまま完成に至っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、契約事務の手引及び随意契約ガイドライン等に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項第5号、契約事務の手引及び随意契約ガイドライン等に基づき、施設修繕等について適正な事務処理を行い、職員に周知徹底を図るとともに、再発防止の徹底を図ります。</p>